

# 令和6年度(令和5年分)町県民税の申告相談が始まります

## ●概要

町県民税の申告は、前年中(1月から12月まで)の所得金額や控除金額などについて、申告していただくものです。これは、町県民税及び国民健康保険税などの各種保険料等の算定資料となります。

申告が必要な方は、期限内の申告にご協力ください。

※申告期間後においても随時、町県民税の申告を受け付けていますが、申告期限以降になりますと、町県民税の算定が遅くなります。そのため、納めていただく回数(普通徴収は4回の納期限)が減少し、1回の納付額が多くなることがあります。また、国民健康保険税等の算定に間に合わない場合や、所得(課税)証明書等の発行が遅れるなどの影響が出る可能性があります。

## ●町県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在で大江町に住所登録がある方で、下記のいずれかに該当する方など。

1. 下記のいずれかの収入があった方  
営業・農業・不動産・配当・雑所得・一時所得・譲渡所得、山林所得など
2. 公的年金以外に生命保険契約年金(個人年金)などの収入があった方
3. 生命保険の一時金、満期保険金などを受取った方
4. シルバー人材センターなどから収入があった方
5. 医療費・雑損・寄附金などの各種控除を受けようとする方
6. 収入がなかった方(遺族年金・障害者年金のみの人を含む)で、家族等の税法上の扶養になっていない方

## ●町県民税の申告をする必要がない方

1. 税務署へ確定申告書を提出される方
2. 収入が給与または公的年金のみで、支払者から大江町に支払報告書が提出されている方  
※給与または公的年金の支払いがあった場合は、支払者(事業所や年金機構など)から大江町に対し支払報告書を提出することになっており、これが町県民税の課税資料となります。  
※支払報告書が大江町に提出されていない場合は、ご自身で申告いただく必要があります。
3. 収入が1か所からの給与のみであり、年末調整をされた方
4. 収入が400万円以下の公的年金のみであり、控除等の追加・変更がない方
5. 収入がなかった方(遺族年金・障害者年金のみの人を含む)で、家族等の税法上の扶養になっている方

## ●注意事項

所得税の確定申告をする必要がなくても、町県民税の申告が必要な場合があります。

税務署へ提出する所得税の確定申告について、下記の場合には原則確定申告は不要ですが、町に提出する町県民税の申告は、金額に関わらず年末調整済みの給与もしくは公的年金の他に所得があれば、申告は必要です。

1. 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方
2. 1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の方
3. 2か所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整されなかった給与の収入金額を給与所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円以下の方

## ●申告に必要な書類等について

### 1. 共通して必要なもの

マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類

※通知カードの場合は、そのほかに身元確認書類として、運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証、年金手帳などのいずれか1点が必要です(写しも可)。

税務署からの確定申告のお知らせ(はがき等)※届いている方

### 2. 所得税の納付または還付を受ける場合に必要なもの

申告者本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード

所得税納税のための口座を登録する場合は、通帳届出印

### 3. 所得の申告に必要なもの

給与・公的年金の源泉徴収票

収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿・書類、領収書など

※申告相談の際には、収支内訳書を必ず事前にとりまとめのうえ申告してください。事前に集計されていない方は、待合室で集計していただいた後に再度の受付になりますので順番が前後することになります。必ずご自身で取りまとめのうえ会場にお越しください。

### 4. 控除の申告に必要なもの

各種保険料控除：各保険会社から送付された控除証明書

(紛失した場合は、各保険会社にお問い合わせください。)

寄付金控除：寄付した団体からの交付を受けた寄付金控除証明書など

障害者控除：障害者手帳、障害者控除対象者認定書(健康福祉課福祉係で発行)

配偶者控除、扶養控除等：対象者の氏名、生年月日、マイナンバー、別居の場合は住所を確認できるもの

医療費控除：医療費控除の明細書もしくは医療費のお知らせ、領収書、補てんされた金額が分かる書類

※医療費控除を申告する場合は、領収書等に代わり「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

※領収書の添付や提示では申告することはできません。

医療保険者から交付を受けた医療費のお知らせがある場合には、医療費のお知らせを添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

※申告相談会場では医療費控除の明細書等の代行作成はできませんので、必ず事前に作成してからお越しください。作成できていない場合は待合室で作成していただくこととなります。

## ●申告期限について

令和6年3月15日(金)

町では裏面の日程表のとおり申告相談を行います。会場でお待ちいただく時間、また密状態を避けるため地区別日程としております。お住いの地区の指定日にお越しください。

※役場で所得税の確定申告の受付をすることができる期間は令和6年3月15日(金)までです。

翌日以降の受付は、寒河江税務署でのみ受付となりますので、ご注意ください。

## ●税務署での申告をお願いする方

下記の内容を含む申告は、役場では受付ができません。寒河江税務署で申告をしてください。

1. 個人間の建物の譲渡所得

2. 株式等の譲渡所得、先物取引(FX等)

3. 初年度の住宅借入金等特別控除

4. 青色申告

5. 消費税申告

6. 過年度の確定申告、修正申告、更正の請求

# 申告相談会場変更のお知らせ

## 13区、小見、富沢、用、深沢、伏熊、小漆川、みなみ区の皆さまへ

申告相談会場については、例年中央公民館で行っていましたが、本年度から大江町役場に変更となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

### ●【完全予約制】地区指定日に来られない方の予約受付について

地区指定日の日程でどうしても都合の悪い方は、別紙日程表の「地区指定日に来られない方」の日時に限り、完全予約制で受付いたします。ご希望の日の前日までにご予約のうえ、会場にお越しください。  
※家族分の申告を同じ時間帯で行う場合は、人数分の予約が必要です。(予約の際は、何名分の申告をされるのかお伝えください。)

### ●【完全予約制】地区指定日に来られない方の予約方法について

1. 申込方法：電話での事前予約
2. 受付期間：令和6年1月15日(月)から3月14日(木)※土日・祝日を除く
3. 受付時間：午前8時30分から午後5時まで

※税務町民課町民税係(0237-62-2119)へご連絡ください。

※予約枠には上限があります。上限に達した時点で受付は終了いたしますので、ご了承ください。

### ●役場での申告相談以外の申告方法について

1. 寒河江税務署で開設する確定申告書作成会場で申告を行う

- ・会場：寒河江税務署1階
- ・住所：〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2番35号
- ・開設期間：令和6年2月16日(金)から3月15日(金)(土日・祝日を除く)
- ・受付時間：午前9時から午後4時まで
- ・問合せ(国税相談専用ダイヤル)：0570-00-5901(音声案内後0番「確定申告のご相談」へ)

※入場には「入場整理券」が必要です。「入場券整理券」は、LINEによる事前発行と会場での当日配付とがあります。詳細は国税相談専用ダイヤルに問合せください。

2. 国税庁ホームページから確定申告書を作成する

- ・国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは画面に従って入力をしていただければ、簡単に申告書の作成をすることができます。作成が終わったらプリントアウトして税務署に郵送してください。
- ・またe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すれば、作成した申告書をそのままインターネットで提出することができます。※詳しくは、国税庁またはe-Taxのホームページをご確認願います。

# 令和6年度(令和5年分)大江町 町民税申告相談日程表

月 日		会場	午前受付時間 (午前9:00～11:00)	午後受付時間 (午後1:00～3:30)
2月5日	月	大江町役場 3階	1区、2区	藤田(9～20組)
2月6日	火		3区	藤田(1～8組)
2月7日	水		4区	藤田(21～37組)
2月8日	木		5区、12区	7区、8区
2月9日	金		10区、11区	木の沢
2月13日	火		6区	蛍水
2月14日	水		9区(1～4組)	9区(5～6組)
2月15日	木		みなみ、用	9区(7～13組)
2月16日	金		小漆川(1～4組)	小漆川(5～9組)
2月19日	月		小見(1～4組)	小見(9～13組)
2月20日	火		小見(5～8組)	13区
2月21日	水		小見(14～17組)	深沢(3～7組)
2月22日	木		伏熊(1～3組)	伏熊(4～12組)
2月26日	月		深沢(1～2組)	富沢
2月27日	火		深沢(8～9組)	【完全予約制】 地区指定日に来られない方
2月28日	水	【完全予約制】 地区指定日に来られない方	【完全予約制】 地区指定日に来られない方	
3月1日	金	貫見こぶし館	貫見、小清、田ノ沢、矢引沢	沢口、中沢口、道海、黒森、柳川平
3月5日	火	中央公民館 2階	若原(1～8組)	若原(9～12組)、榎山
3月6日	水		諏訪原(1～2組)	諏訪原(3～7組)
3月7日	木		月が丘	市の沢、美郷
3月8日	金		十八才、小斬、堂屋敷	滝ノ沢、梨木原、軽井沢、原、所部
3月11日	月		望山、荻野	月布、材木、三合田
3月13日	水		上北山、古寺、あおぞら	橋上、久保、山崎
3月14日	木		下モ原	葛沢、顔好、塩野平
3月15日	金		下北山	【完全予約制】 地区指定日に来られない方

※3月1日(金)午前の受付は9:30からになります。午後の受付は15:00までとします。

◎申告相談期間中は、担当職員が申告業務で留守となりますので、税務町民課窓口での申告相談はできません。  
指定された日時、場所をご確認のうえ直接、会場へお越しください。特に該当地区の午前・午後の隣組の指定は厳守をお願いします。

◎指定された日時に申告ができない方は、事前にご連絡ください(0237-62-2119)。この場合、日時を指定させていただくこととなりますので予めご了承ください。